

千葉県水道局告示第2号

水道法第25条の7の規定により、下記の指定給水装置工事事業者より給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第2号の規定により告示します。

令和5年1月12日

千葉市長 神谷俊一

所在地	千葉市中央区今井町1493番地12
商号	浩栄住設
代表者	代表 佐藤 浩史
廃止年月日	令和 4年 12月 13日